

○設楽町民間木造住宅無料耐震診断事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、設楽町が行う民間木造住宅耐震診断の実施に必要な事項を定めることにより、地震発生時における木造住宅の安全に対する意識の向上及び木造住宅の耐震化の促進を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件を全て満たすものとする。

ア 在来軸組工法又は伝統工法で、平屋若しくは2階建ての木造住宅であること。

イ 戸建、長屋又は共同住宅であること。ただし、店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗等の用途に供する部分の面積が、延べ床面積の2分の1未満のものに限る。

ウ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

エ 設楽町に住民登録している者が現に居住している建物であること、又は、設楽町空地・空家バンク制度要綱（平成24年設楽町告示第29号）に登録されている空家を購入し、今後、その空家に居住することが予定されている建物。

オ 国、地方公共団体その他公の機関が所有しないものであること。

(2) 耐震診断員 愛知県が開催する木造住宅耐震診断員養成講習会を受講し、修了した者のうち、愛知県に登録した者をいう。

(事業の申込み)

第3条 設楽町が実施する無料耐震診断を受けようとする者(以下「診断申込者」という。)は、民間木造住宅無料耐震診断申込書(第1様式)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みは、先着順にて、受け付けるものとする。この場合において、申込件数が当該年度に実施可能な件数を越えた申込書は、当該年度の申込書を翌年度以降の申込書とみなすものとする。

(診断申込者の要件)

第4条 設楽町が実施する無料耐震診断を受けるためには、第2条第1号に規定する旧基準木造住宅に該当する建物の所有者でなければならない。ただし、所有者でないものが利用する権利を有している場合は、その者の同意を得なければならない。

(派遣の可否の決定及び通知)

第5条 町長は第3条に規定する申込書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、民間木造住宅無料耐震診断決定通知書(様式第2)を診断申込者に通知し、耐震診断員を派遣するものとする。

(適用の除外)

第6条 この要綱の規定により耐震診断員の派遣を受けた住宅については、再びこの要綱の規定に基づく耐震診断員の派遣を申込みすることはできないものとする。ただし、設楽町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱(平成24年設楽町告示第17号)及び設楽町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱(平成26年設楽町告示第9号)の規定による補助を受けていない住宅で、かつ、耐震改修の実施が十分見込まれるものについては、この限りでない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。